

# 市町村審査会事務局の役割について

令和5年7月20日(木)

秋田県健康福祉部障害福祉課

地域生活支援チーム

障害支援区分に係る研修資料  
共通編別冊

# 《審査会事務局機能ガイド》

第1版

2021年4月

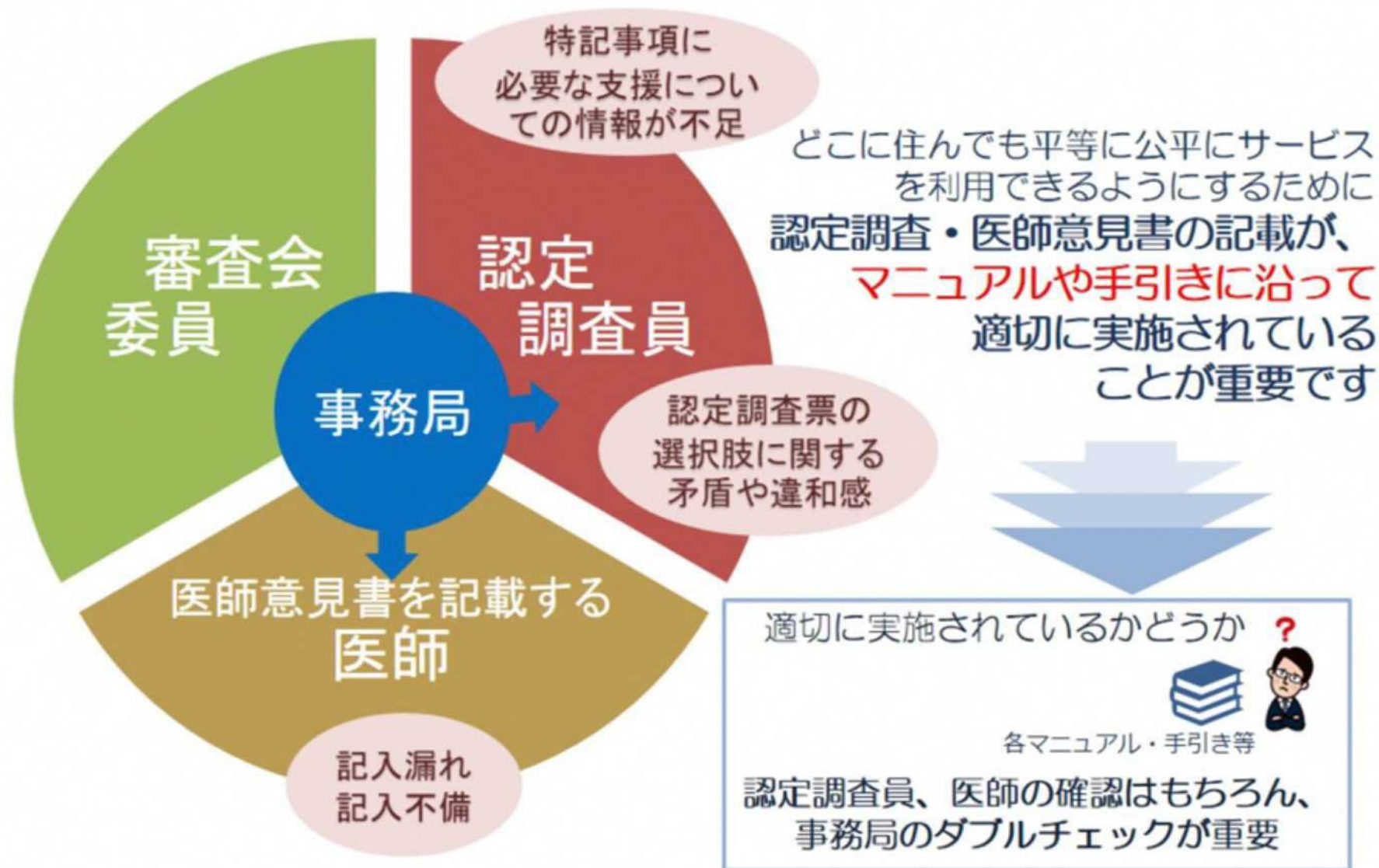
# 1. 審査会事務局の役割

- ▶ 1. 審査会事務局の役割
- 2. 認定調査・医師意見書・審査会での事務局の確認ポイント
- 3. 審査会事務局プロセス
- 4. 障害支援区分における審査判定の流れ  
(映像資料)

※障害支援区分に係る研修資料《審査会事務局機能ガイド》を活用して説明します

# 1. 審査会事務局の役割～事前準備の重要性～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P3



## 2. 審査会事務局の役割～審査会プロセスの重要性～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P4

どこに住んでも平等に公平にサービス  
を利用できるようにするために  
**審査判定が、**  
マニュアルや手引きに沿って  
適切に実施されている  
ことが重要です

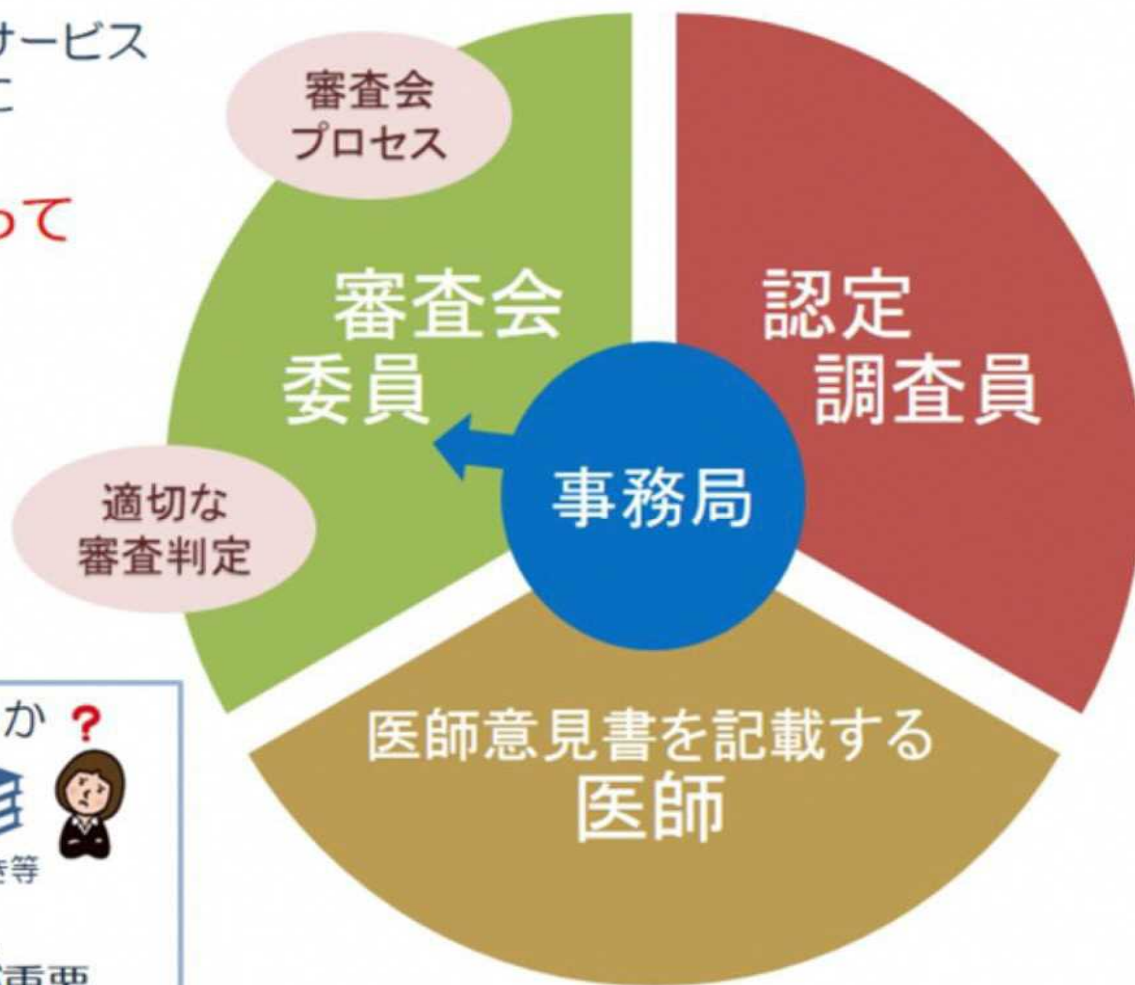


適切に実施されているかどうか？



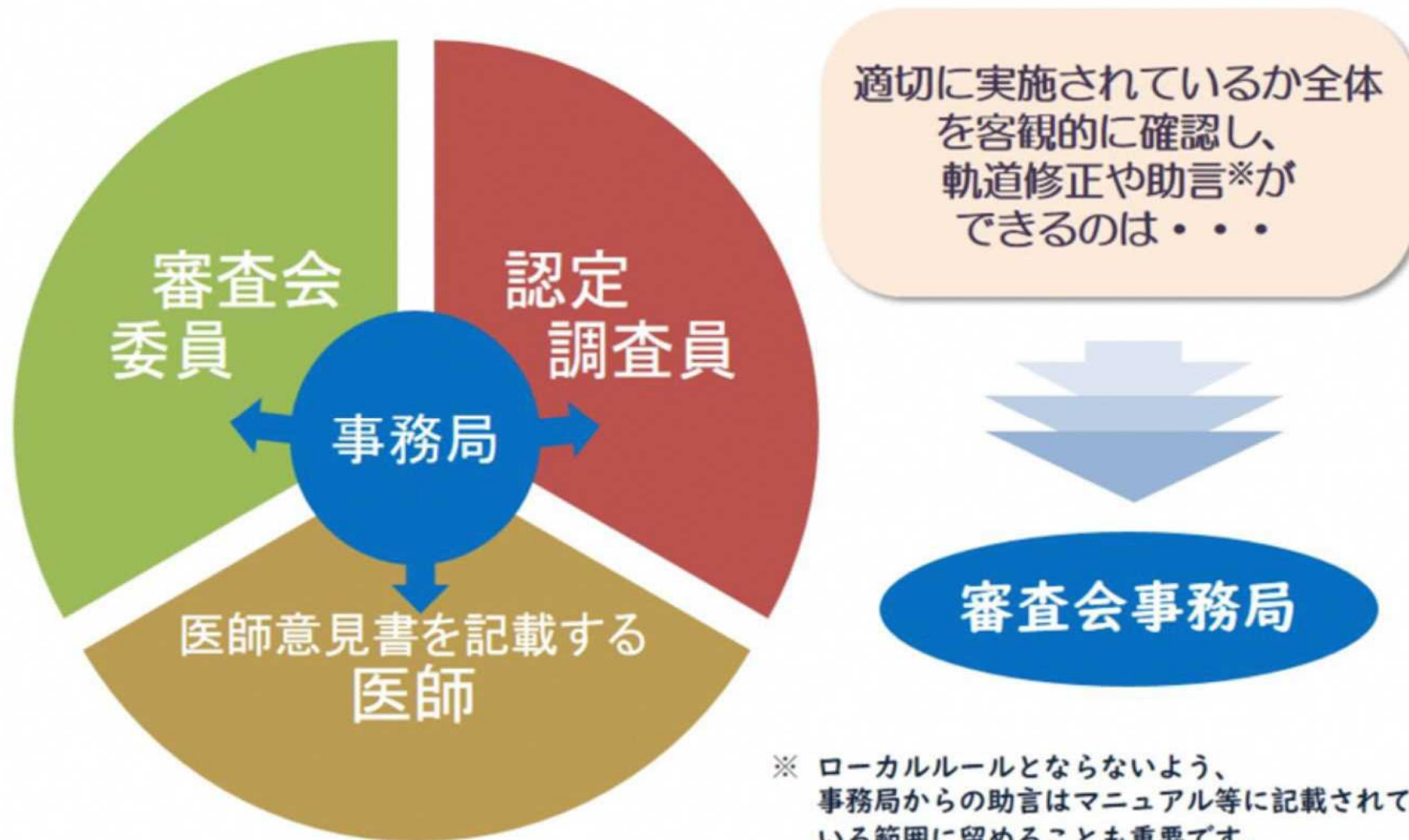
各マニュアル・手引き等

審査会委員はもちろん、  
事務局のダブルチェックが重要



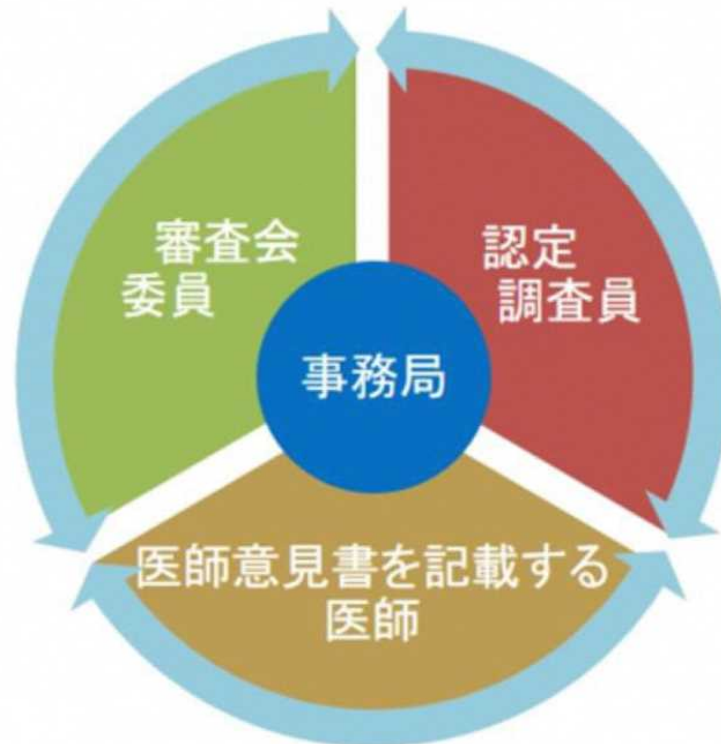
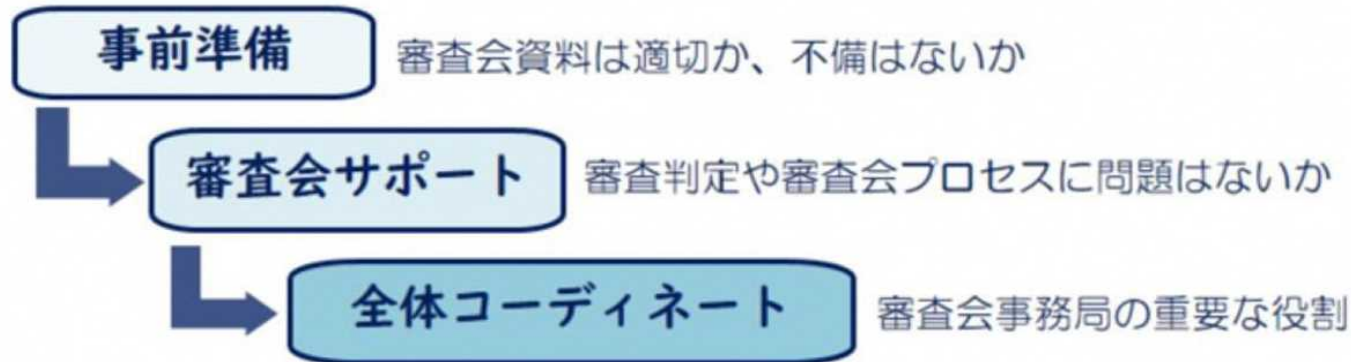
## 2. 審査会事務局の役割～審査会サポートの重要性～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P5



## 2. 審査会事務局の役割～全体コーディネート～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P6



- ・ 認定調査も医師意見書も、審査判定のための資料です。
- ・ 審査会事務局は、各マニュアルや審査会委員の意見から、必要な情報、不足している情報を把握し、認定調査員へのフィードバック、意見交換会等の実施や、医師への研修参加の呼びかけを行う等、全体をコーディネートする役割があります。
- ・ 事務局がトータルコーディネーターとして活躍することで、審査会の運営が円滑に行われます。

### 1. 審査会事務局の役割

### ▶ 2. 認定調査・医師意見書・審査会での事務局の確認ポイント

### 3. 審査会事務局プロセス

### 4. 障害支援区分における審査判定の流れ (映像資料)



# 1. 審査会事務局で行う主な確認ポイント①

共通編別冊〈審査会事務局機能ガイド〉P7

## 認定調査

- ✓ マニュアル※<sup>1</sup>に沿って調査・選択できているか
- ✓ 特記事項に選択の根拠、支援の度合いの記載はあるか
- ✓ 特記事項と選択肢に矛盾はないか
- ✓ サービスに関することは概況調査に記載されているか

## 認定調査員に確認と助言

- 修正の必要があれば調査員に了解を得て事務局で修正することも可能です
- 認定調査員が判断に迷った場合は、『判断に迷った』ことを特記事項に記載すると審査会委員が確認しやすくなります



認定調査については、厚生労働省のWEBサイト内「障害支援区分」のページから※<sup>1</sup>「認定調査員マニュアル」「障害支援区分に係る研修資料〈認定調査員編〉」をダウンロードのうえご参照ください。

# 1. 審査会事務局で行う主な確認ポイント②

共通編別冊〈審査会事務局機能ガイド〉P8

## 医師意見書

- ✓ 記載する医師は「医師意見書記載の手引き※<sup>1</sup>」を持っているか
- ✓ 記入漏れ、記入不備はないか

## 医師意見書の確認

- 医師に直接確認が難しい場合は、病院の事務局やソーシャルワーカーに確認する方法もあります
- 「医師意見書記載の手引き」の他に、独自の記載ポイント資料※<sup>2</sup>を作成して配布している事例もあります



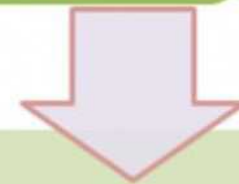
医師意見書については、厚生労働省のWEBサイト内「障害支援区分」のページから※<sup>1</sup>「医師意見書記載の手引き」、「障害支援区分に係る研修資料〈医師意見書編〉」、※<sup>2</sup>「(別紙)医師意見書記載におけるポイント」をダウンロードのうえご参照ください。

# 1. 審査会事務局で行う主な確認ポイント③

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P9

## 市町村審査会

- ✓ マニュアル※<sup>1</sup>に沿って審査プロセス※<sup>2</sup>が実施されているか
- ✓ 合議のうえ明確な根拠とともに区分変更が行われているか




## 審査会委員に確認

- 事前に調査員や医師に確認した情報は、審査会委員に共有しましょう
- 審査判定時にマニュアル※<sup>1</sup>に沿っていないと思われる場合は、事務局から適宜発言しましょう



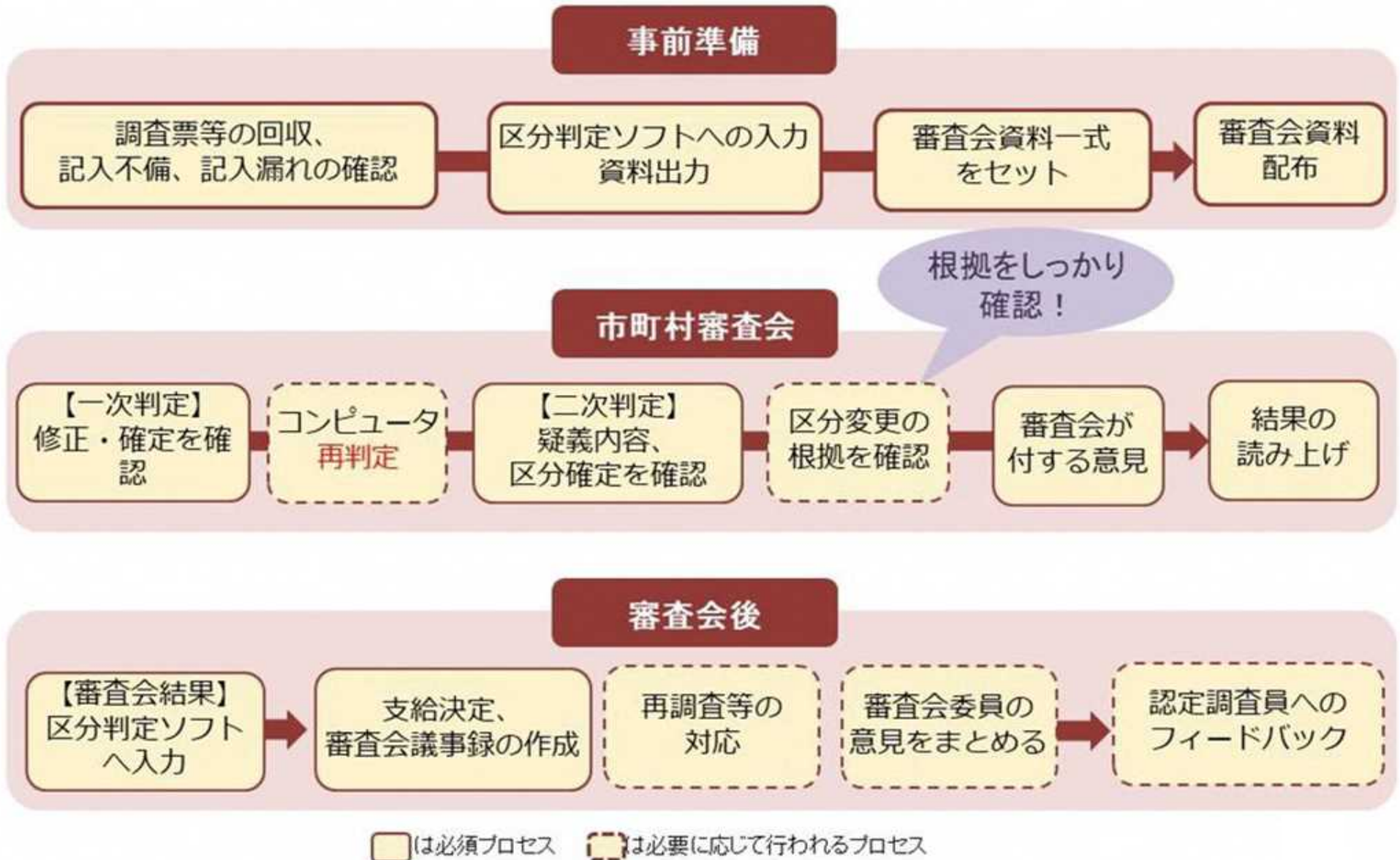
審査会については、厚生労働省のWEBサイト内「障害支援区分」のページから※<sup>1</sup>「市町村審査会委員マニュアル」、  
「障害支援区分に係る研修資料<審査会委員編>」、※<sup>2</sup>「(別紙) 審査会プロセス」をダウンロードのうえご参照ください。

## 3. 審査会事務局プロセス

1. 審査会事務局の役割
2. 認定調査・医師意見書・審査会での事務局の確認ポイント
-  3. 審査会事務局プロセス
4. 障害支援区分における審査判定の流れ  
(映像資料)

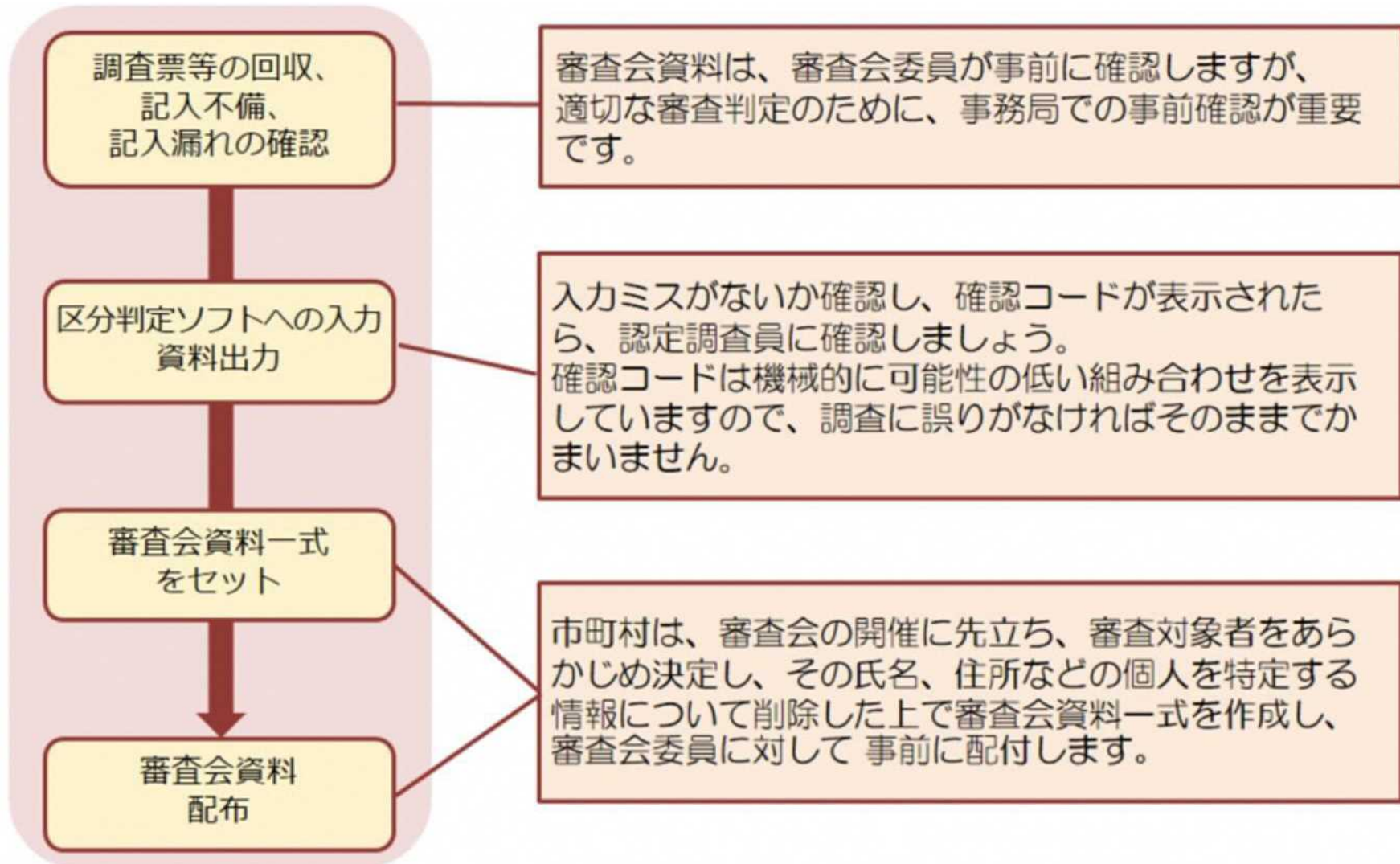
# 1. 審査会事務局で行う主な確認ポイント③

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P10



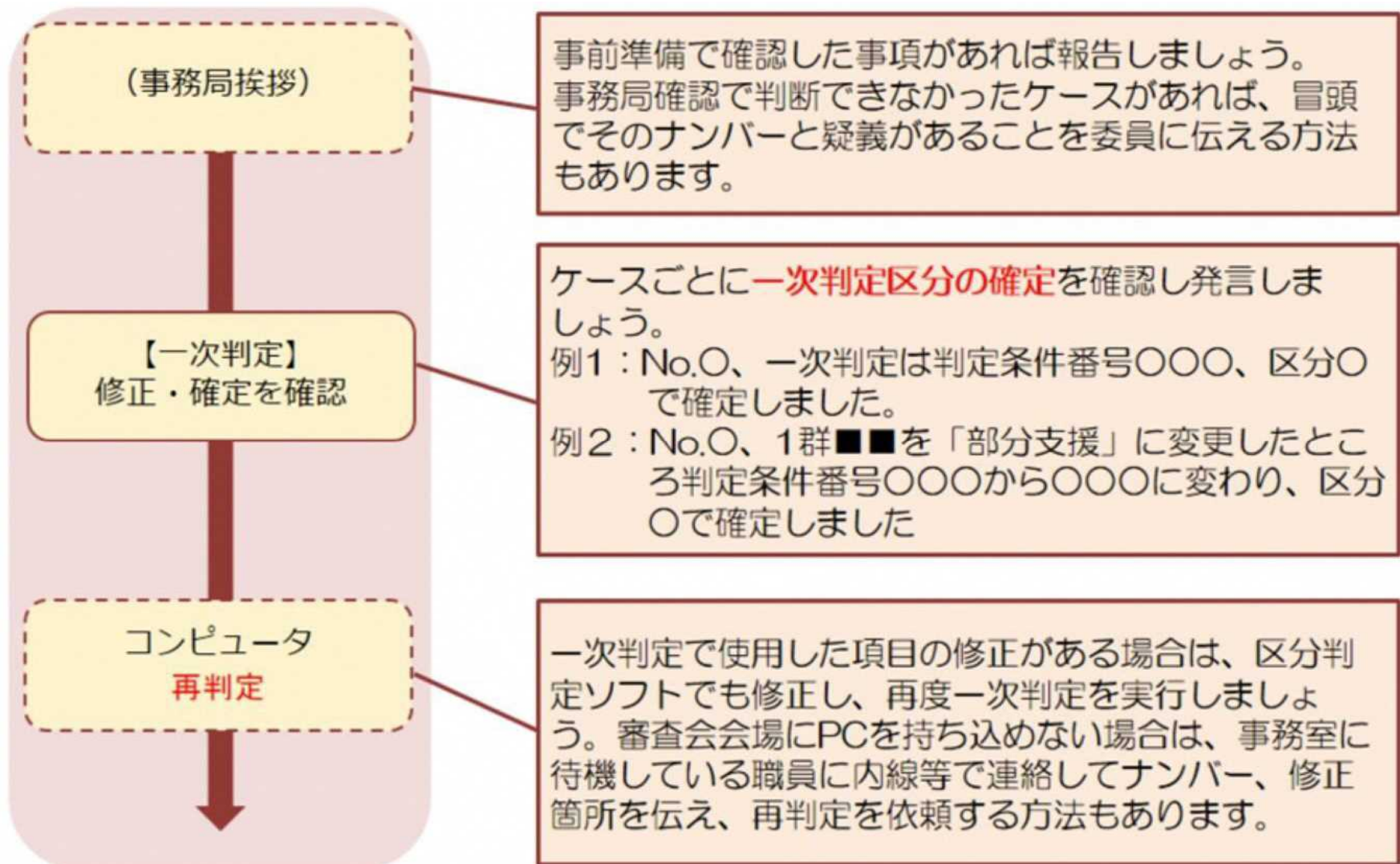
## 2. 審査会事務局のプロセス～事前準備編～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P11



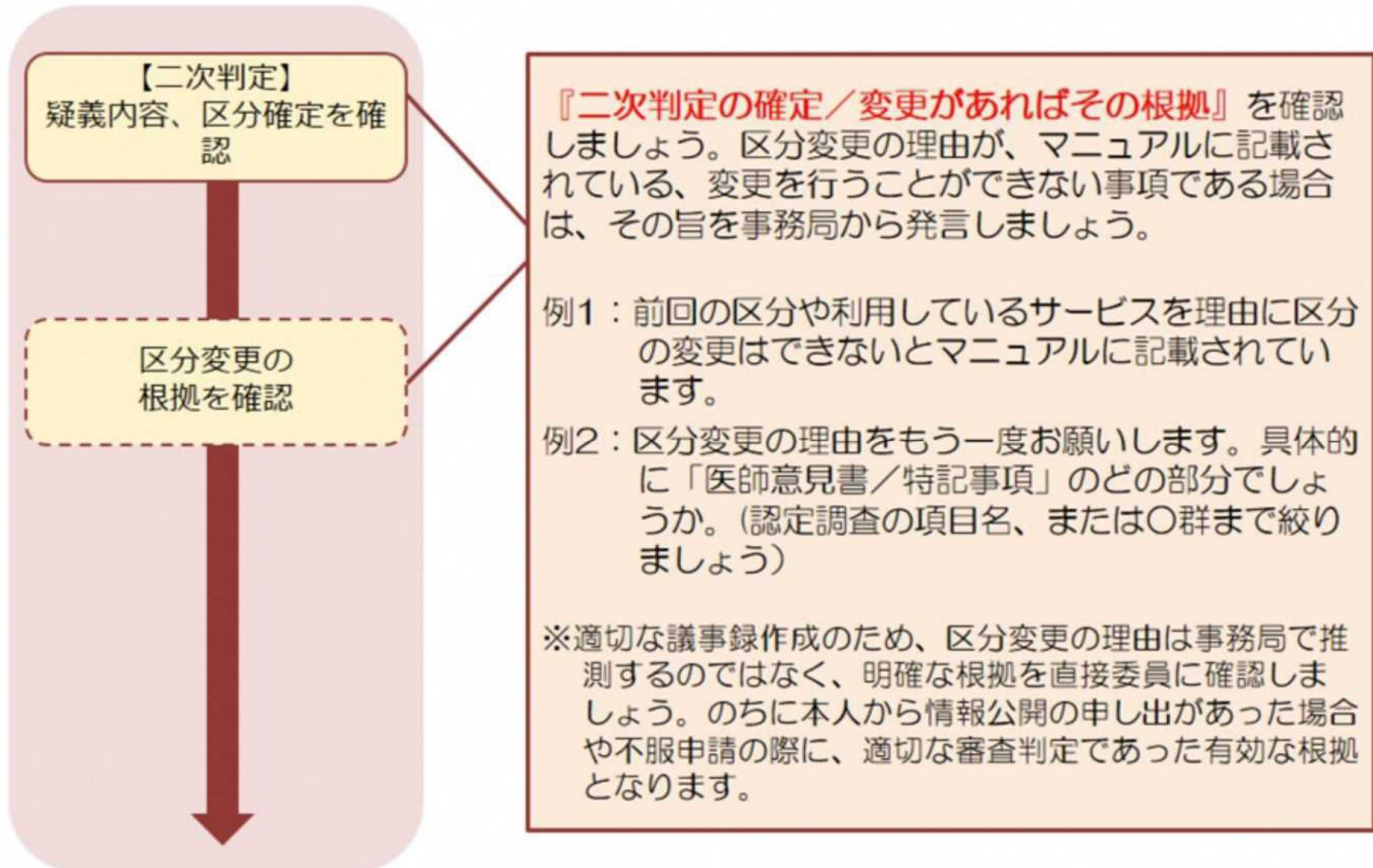
## 2. 審査会事務局のプロセス～市町村審査会編①～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P12



## 2. 審査会事務局のプロセス～市町村審査会編②～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P13





# 3. 審査会事務局のプロセス～市町村審査会編③～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P14

審査会が  
付する意見



事務局による  
結果の読み上げ

ケースごとに認定有効期間の決定を確認します。  
委員から有効期間について発言がない場合は、事務局  
から確認のために発言しましょう。

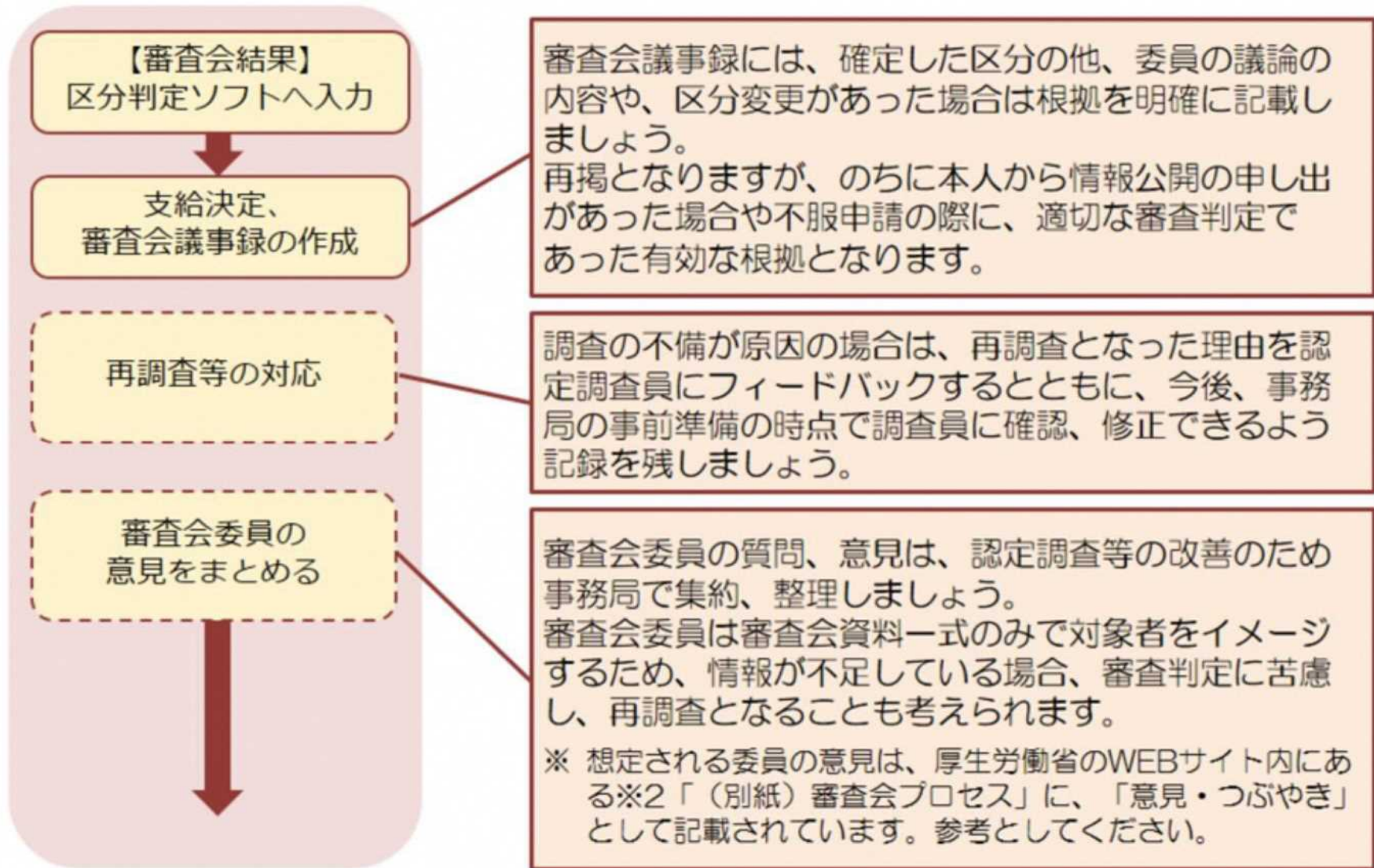
※特に、新規申請、障害児から者への転換期、退院後や、  
身体または精神上的の障害の状態が変動しやすい場合等  
に、認定有効期間検討の必要が考えられます。

ケースごとに、確定した一次判定と二次判定結果、変  
更があればその根拠、認定有効期間を読み上げること  
で、進行にメリハリが出ます。

例：No.〇、一次判定区分〇、二次判定は区分△、認定  
有効期間36か月です。区分変更理由は医師意見書のそ  
の他の特記と、4群■ ■と● ●の特記事項です。

# 4. 審査会事務局のプロセス～審査会後編～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P15



# 4. 審査会事務局のプロセス～審査会後編～

共通編別冊<審査会事務局機能ガイド>P16

↓  
認定調査員への  
フィードバック

審査会に出席しない認定調査員は、自分が調査した結果がどのように審査判定の場で使用されているか、議論されているか知る機会がありません。

審査会で議論になったケース、委員から事務局への質問等を認定調査員にフィードバックすることで、認定調査員が、審査会の場で必要とされる情報を知ることができ、調査のレベルの向上、特記事項スキルの改善が期待できます。

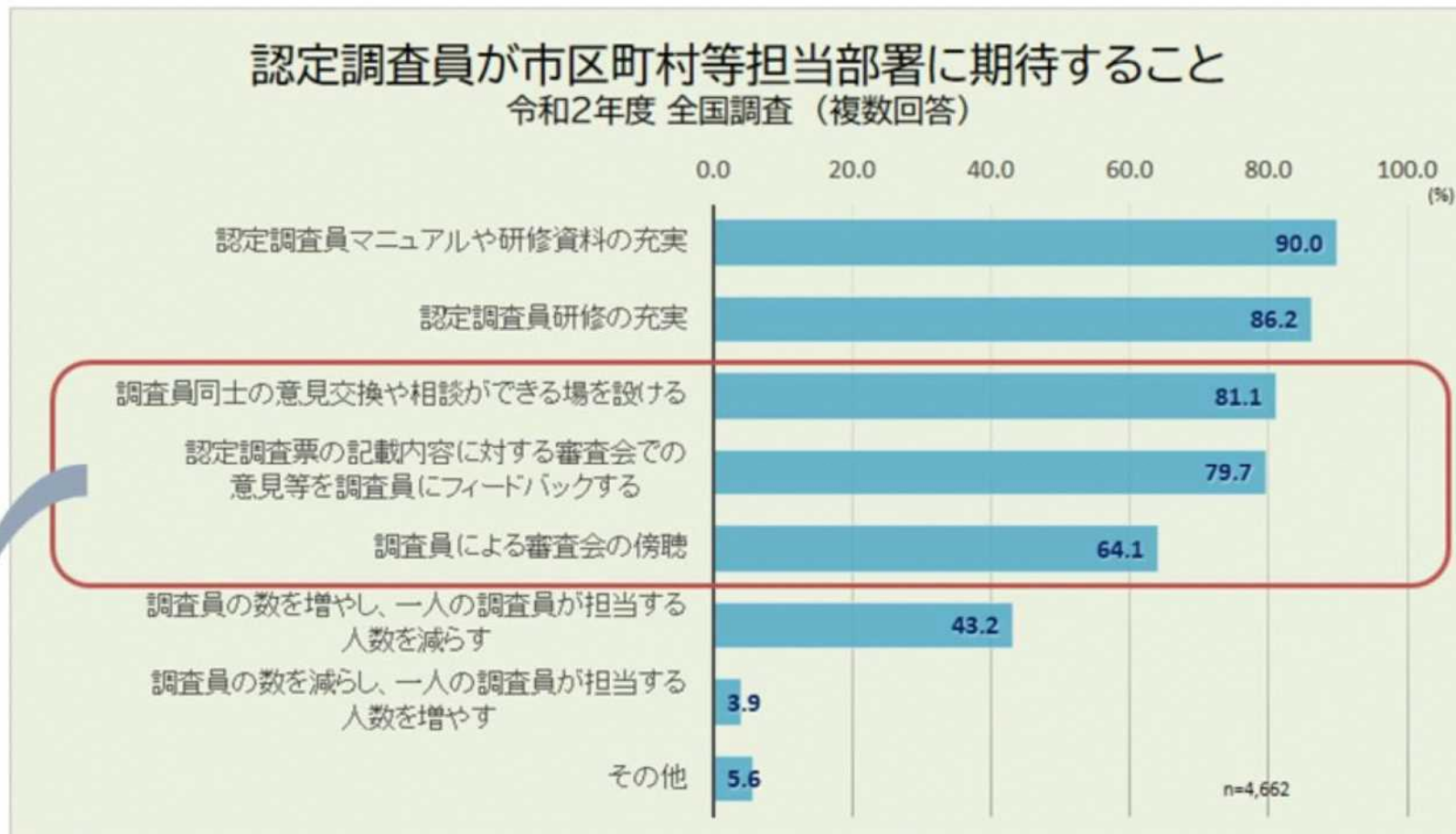
## 【審査会事務局の取り組み例】

- ◆ 議事進行を委員が交代で行う、または事務局が行う
- ◆ 合議体間で委員のシャッフルを行う
- ◆ 合議体間の意見交換会を実施する
- ◆ 認定調査員の意見交換会を実施する
- ◆ 認定調査員が審査会に出席する
- ◆ 審査会意見のフィードバックを行う
  - ・ 定期的に認定調査員間の勉強会を開催する
  - ・ 委託先調査員には、審査会意見をまとめた資料を定期的に配布する

# 5. 《参考》全国調査で把握した審査会事務局の課題①

共通編別冊〈審査会事務局機能ガイド〉P17

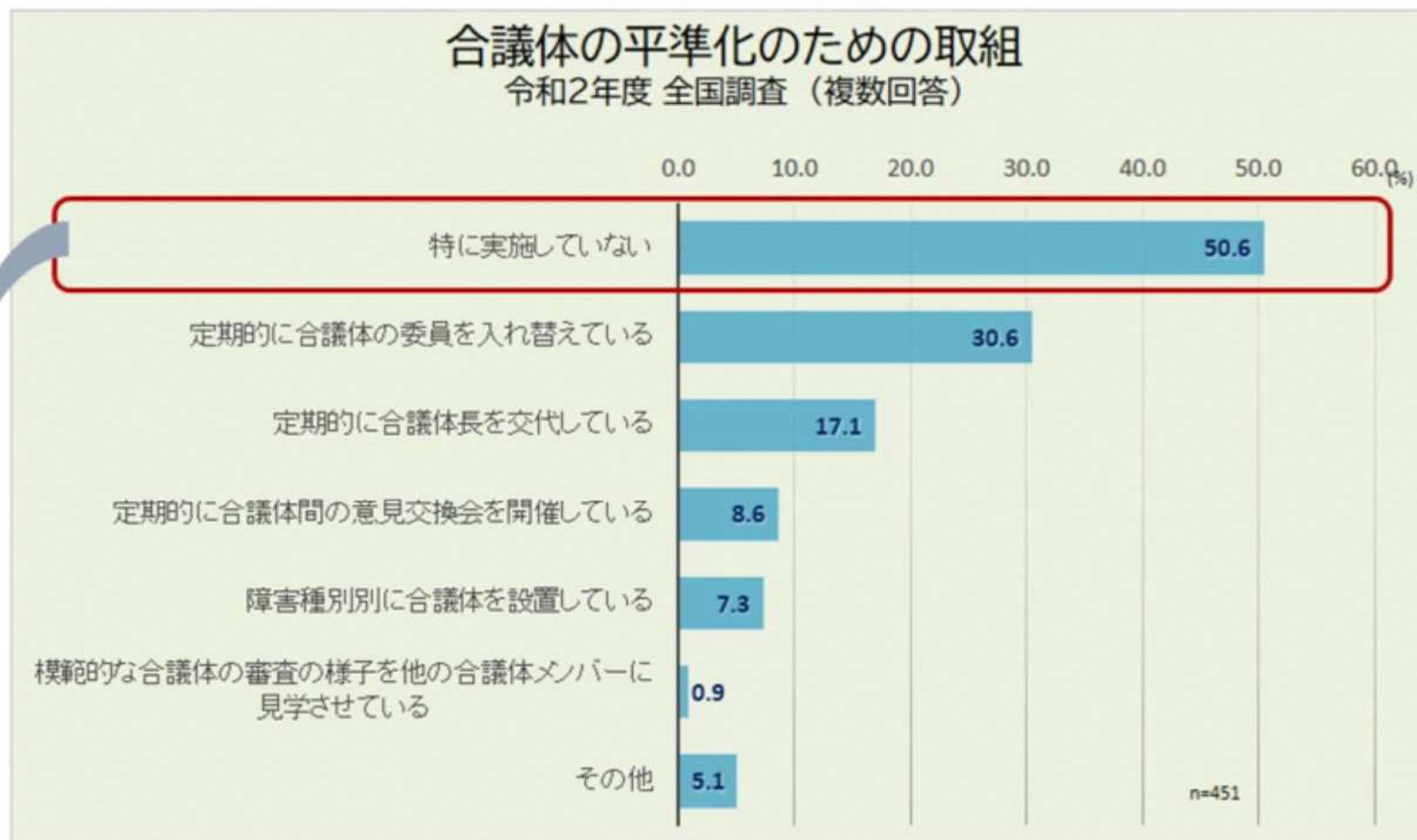
参考として、令和2年度に実施した全国調査から審査会事務局に係る調査結果を抜粋して紹介します。



この3点は審査会事務局でも比較的取り組みやすいのではないのでしょうか。過去の審査会訪問事業における調査でも、この3点を実施している事例において、認定調査及び特記事項の質が概ね高いと思われるケースを確認しています。

# 5. 《参考》全国調査で把握した審査会事務局の課題②

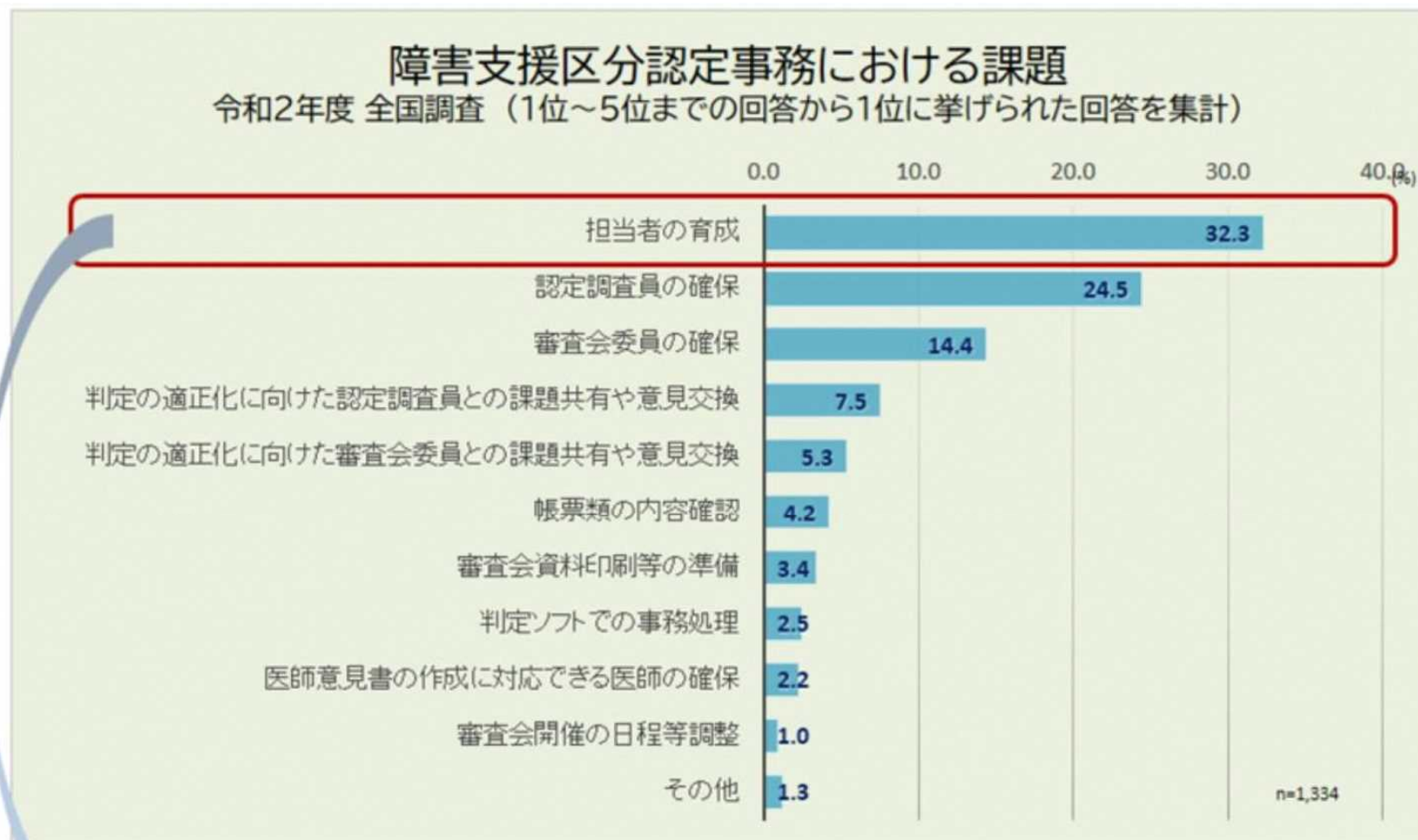
共通編別冊〈審査会事務局機能ガイド〉P18



合議体間の審査判定や議事進行のバラつきを認識している事務局でも、  
取り組みを実施することは難しいようです。  
このように実際に行われている取り組みを参考に合議体長へ提案し、少しずつ平準化を進めてください。

# 5. 《参考》全国調査で把握した審査会事務局の課題③

共通編別冊〈審査会事務局機能ガイド〉P19



定期的な人事異動もあり、「担当者の育成」が大きな課題になっています。審査会事務局がコーディネーターとして、審査会委員、認定調査員に定期的な意見交換会や勉強会、フィードバック等を実施して全体のレベルの底上げを行うとともに、良好な関係を築くことでつながりを絶やさないことも大切ではないでしょうか。

# 6. 一次判定確定の重要性

共通編別冊〈審査会事務局機能ガイド〉P19

## 一次判定

### 認定調査

- 見守り？部分支援？
- 一連の行為、どれができない？
- 「自宅・単身」を想定？  
(日常生活関連)
- 初めての場所では？
- 慣れてない場合は？
- できない状況？
- 行動上の障害が生じないために行われている支援はある？
- 支援者がやり直している場合は？等



一次判定  
未確定

## 二次判定(審査会)

### 審査会委員が 一次判定を精査、 修正・確定

- 特記事項から選択肢が適切か確認
- 日常生活関連では「自宅・単身」を想定して調査できているか
- 認定調査員が迷った項目は委員の専門的視点で検討
- 医師意見書も参考に、選択肢を確認
- 必要があれば  
選択肢を  
修正し、  
再度  
コンピ  
ュータ判定

一次判定  
確定

### 確定した一次判定を 基準に、 支援の必要性がより 多いか少ないかを検討

- 委員は特記事項、医師意見書\*より、必要とされる支援の度合いを確認
- 確定した一次判定区分より、支援の度合いが大きいと判断する明確な根拠があれば、上位区分変更を実施



二次判定  
確定

※ 一次判定で使用しない医師意見書項目

## 4. 障害支援区分における審査判定の流れ

1. 審査会事務局の役割
2. 認定調査・医師意見書・審査会での事務局の確認ポイント
3. 審査会事務局プロセス
- ▶ 4. 障害支援区分における審査判定の流れ  
(映像資料)

※障害支援区分に係る研修資料《審査会事務局機能ガイド》を活用して説明します